

ゆめスタジオ 会員規約

本規約は、ゆめスタジオ（以下「当スタジオ」といいます）の利用に関し、会員が遵守すべき事項を定めるものです。

第 1 条（名称）

当スタジオは「ゆめスタジオ」と称します。

第 2 条（目的）

当スタジオは、健全な心身の育成および地域社会への貢献を目的とし、各種レッスンの提供を行います。

第 3 条（入会資格）

当スタジオに入会できる方は、本規約に同意し、本人（高校生以下の場合は保護者）が自身（ご子弟）の健康管理に責任を持つことができ、当スタジオの目的・主旨に賛同された方とします。なお、暴力団関係者、またはそれに準ずる反社会的勢力の方は入会することができません。

第 4 条（営業）

当スタジオは月 4 回制（年間 48 回）を基本としますが、一部のプログラムにおいては月 2 回または 3 回となる場合があります。各クラスの実施回数は事前に定めたスケジュールに基づき運営します。

第 5 条（入会手続き）

入会希望者は所定の申込書に必要事項を記入し、当スタジオが定める費用を支払うことで入会手続きが完了するものとします。

第 6 条（会費）

会費は前月 26 日(金融機関休業の場合は翌営業日)に口座振替にて支払うものとし、指定の期日に振替ができなかった場合はフロントにて直接納入していただきます。入会時を除き月会費の日割り計算は行いません。

第 7 条（欠席および振替）

会員の都合による欠席については、原則として振替は行いません。ただし、ヨガおよびピラティスクラスに限り、1 ヶ月以内であれば振替が可能です。なお、定員状況等により振替をお受けできない場合があります。

第 8 条（休会）

休会を希望する場合は、前月 10 日までにフロントへ届け出を行ってください。休会期間は最長 3 ヶ月までとします。ただし、特別な事情がある場合には個別にご相談ください。

第 9 条（退会および返金）

退会を希望する場合は、前月 10 日までにフロントへ届け出を行ってください。10 日を過ぎてからの申し出については、理由の如何を問わず当月分の会費は返金いたしません。

第 10 条（SNS および写真利用）

会員は、施設内で撮影した写真や動画を、他の会員の許可なく SNS 等に掲載してはなりません。また、当スタジオは広報目的において写真や動画を使用する場合があります。

第 11 条（禁止事項）

会員は、迷惑行為、営業行為、宗教活動、政治活動その他当スタジオの運営に支障をきたす行為を行ってはなりません。

第 12 条（除名）

会員が本規約に違反した場合、または当スタジオが不適切と判断した場合には、除名することがあります。

第 13 条（免責および保険）

当スタジオ利用中に発生した事故や怪我については応急対応を行います。当スタジオの重大な過失または施設上の瑕疵に起因する場合を除きその責任を一切負いません。また、当スタジオは保険に加入しており、補償は当該保険の範囲内で対応します。

第 14 条（規約の変更）

当スタジオは必要に応じて本規約を変更することがあり、変更後の内容は告知をもって効力を生じます。

第 15 条（発効）

本規約は平成 21 年 10 月 17 日より発効します。
本規約は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。